



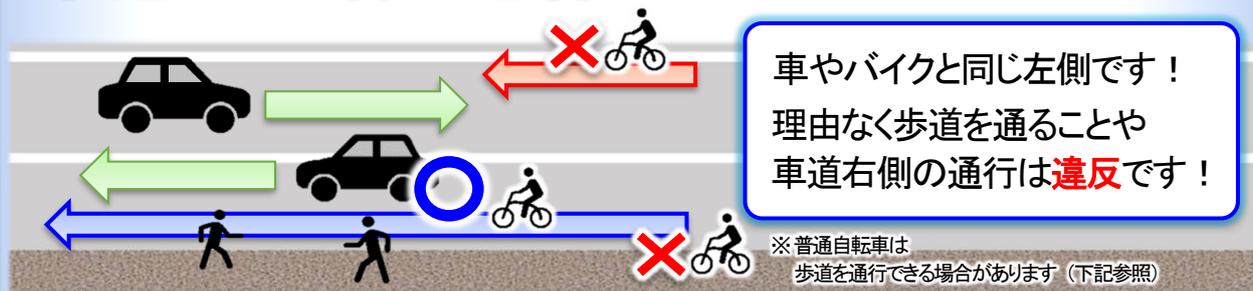
自転車の交通ルール！～通行する場所～



『自転車ものれば車のなかまいり』

自転車は車やバイクと同じ車両の仲間です。
各種交通法規により詳細なルールが定められています。
今月はそのうち基本的なものをご紹介します。

車道の左端を通行しなければならない！



車やバイクと同じ左側です！
理由なく歩道を通ることや
車道右側の通行は**違反**です！

※普通自転車は
歩道を通行できる場合があります（下記参照）

普通自転車は **自転車道・専用通行帯** がある
道路では、その場所を通行しなければならない！



自転車道



普通自転車専用通行帯

※ 普通自転車が歩道を通行できる場合

- 運転者が70歳以上の高齢者、幼児・児童、身体障害者
- 道路標識、標示により歩道通行が認められている
- 道路工事や連続した駐車車両などにより、
車道の通行が危険で、歩道を通行することがやむを得ないとき



また上記の理由で歩道を通行する際でも、**歩道は歩行者通行のためのもの！**

- ・歩道の中央から車道よりを、徐行して進行しなければならない
- ・歩行者の通行の妨げになる場合は、一時停止しなければならない